

○温泉法による許可の基準に関する規則

昭和34年10月13日

規則第62号

温泉法による許可の基準に関する規則をここに制定する。

温泉法による許可の基準に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、温泉法(昭和23年法律第125号。以下「法」という。)第3条第1項及び第11条第1項に規定する許可に関しての必要な基準を定め、もって温泉を保護し、その適正な利用を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成14年規則32号・19年54号〕)

(許可の基準等)

第2条 法第4条第1項第1号及び第3号(法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)に規定する認定は、次に掲げる事項を審査して行うものとする。

- (1) 既存温泉の分布状況
- (2) 温泉採取制限命令の件数
- (3) 既存温泉の増掘許可状況
- (4) 既存温泉の動力装置許可状況
- (5) 既存温泉の水位低下状況
- (6) 既存温泉の温度低下状況
- (7) 既存温泉の成分変化状況
- (8) 公益侵害の度合
- (9) 学術調査の結果

(一部改正〔平成14年規則32号・19年54号・20年41号〕)

(温泉保護地域)

第3条 法第4条第1項第1号又は第3号に該当する蓋がい然性が高い地点が地域的であるときは、その地域を温泉保護地域とする。

2 前項の温泉保護地域は、別表のとおりとする。

3 知事は、法第3条第1項又は第11条第1項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る土地が温泉保護地域内にあるときは、当該事実を考慮して当該申請の審査を行うものとする。

(全部改正〔平成17年規則19号〕、一部改正〔平成19年規則54号・20年41号〕)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和35年11月18日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年9月1日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年1月29日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年12月25日規則第85号)

この規則は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則(昭和46年4月30日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月31日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表熱海温泉保護地域の項の改正規定(「国鉄伊東線水口隧道」を「東日本旅客鉄道株式会社伊東線水口隧ずい道」に改める部分に限る。)は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第32号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月25日規則第5号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規則第19号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年10月19日規則第54号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月20日から施行する。

附 則(平成20年7月31日規則第41号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(全部改正〔昭和46年規則23号〕、一部改正〔昭和62年規則35号・平成14年規則32号・16年5号・17年19号〕)

温泉保護地域

名称	区域
熱海温泉保護地域	<p>熱海市のうち</p> <p>海光町、桃山町、田原本町、春日町、東海岸町、咲見町、林ガ丘町、銀座町、中央町、上宿町、福道町、水口町2丁目、水口町、清水町、渚町、昭和町、小嵐町、桜町及び和田町の区域</p> <p>熱海市大字伊豆山のうち</p> <p>字東谷、坂東、坂西、浜、倉沢、東足川、西足川、中尾、八丁畑、向山、的場、猪洞、喜志、引地、堀坂、寺山、古美道、山畑、伊豆道及び大久保の区域</p> <p>熱海市大字伊豆山字鉢アラク並びに大字熱海字林ケ久保、下松田、地前面、台ノ山及び若林並びに熱海市緑ガ丘町、西山町及び梅園町のうち、次の各点を順次結ぶ線の東側の区域</p> <p>大字伊豆山字大久保、土沢山、鉢アラクの境界点大字伊豆山字鉢アラク985の6の西端の点</p> <p>西山町631の2の西端の点</p> <p>梅園町1,152の6の西端の点</p> <p>梅園町と大字熱海字長畑山との境界線が東日本旅客鉄道株式会社伊東線水口隧ざい道の西側境界線と交わる点</p> <p>熱海市大字熱海字長畑山、三本松、上ノ山及び前ノ沢並びに熱海市紅葉ガ丘町のうち</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社伊東線水口隧ざい道の東側の区域</p> <p>熱海市紅葉ガ丘町のうち</p> <p>1番街区から10番街区まで及び19番街区から24番街区までの区域</p>

	<p>熱海市和田浜南町のうち</p> <p>6番街区から10番街区までを除く区域</p> <p>これらの区域に隣接する海岸及び海域のうち、当該区域地先の海岸線から300メートル以内の区域</p>
<p>南熱海温泉保護地域</p>	<p>熱海市大字下多賀のうち</p> <p>字大縄、砂田、前耕地及び田原の区域(字田原85の1から85の8までを除く。)</p> <p>字大西ヶ洞のうち</p> <p>字田原、宮下、大西ヶ洞の境界点と字大西ヶ洞と大字網代字片町との境界線が一般国道135号の左側境界線と交わる点とを結ぶ線の北側の区域</p>
<p>伊東温泉保護地域</p>	<p>伊東市のうち</p> <p>東松原町、松原本町、松川町、中央町、猪戸1丁目、猪戸2丁目、松原湯端町、渚町、銀座元町、宝町、寿町、幸町、岡広町、桜木町1丁目、桜木町2丁目、弥生町、末広町、広野1丁目、広野2丁目、広野3丁目、広野4丁目、音無町、馬場町1丁目、馬場町2丁目、湯田町、瓶山1丁目、瓶山2丁目、大原1丁目、大原2丁目、物見が丘、竹の台、静海町、和田1丁目、和田2丁目、竹の内1丁目、竹の内2丁目、南町1丁目、南町2丁目、桜ガ丘1丁目、桜ガ丘2丁目、宮川町1丁目、宮川町2丁目、湯川1丁目、湯川2丁目、湯川3丁目及び湯川4丁目の区域</p> <p>伊東市大字松原のうち</p> <p>字八幡田、高田、山岸、寺山、山田、八津、栗徳地、城畑、小沢、萩平、火打山、猪山、長峯、三田ノ山、立沢、米ノ山、三峯、国府坪、信濃山及び花ノ山の区域</p> <p>伊東市大字岡のうち</p> <p>字広町、下窪、大樋、地円畑、柄杓沢、水落、広野畑、坪ノ内、寺ノ下、小川口、登り立、小川沢、大平、川向、於參畑、堀ノ口、六月窪、石場、白岩、池ノ尻、池ノ平、横道、片倉、和泉、祢宜畑、新川、旭、大窪、入ノ洞、入ノ道、寺ノ上、赤坂、細久保、的、石原田、南洞、門野及び上泉の区域</p> <p>伊東市大字鎌田のうち</p>

	<p>字大久保、園林、桜ヶ丘、中丸、下方、伊豆ヶ木、松原、見返シ、下畑、片平、谷城田、八代田、姥ヶ懐、検行寺、小山平、追門、種落、南郷、野畔、貝ノ沢、稲生沢、下川久保、上川久保、中町、久保方、海立、森辺、松葉、浜井場、火越畑、宇佐美畑、大畑、源内、蔵ヶ窪、土ヶ久保、小倉平、柏嶺及び平戸の区域 字原ヶ沢及び落合のうち、これらの字を通る主要地方道伊東修善寺線の右側の区域</p> <p>伊東市大字湯川のうち</p> <p>字汐留、山岸、堤、天神畑、弁天沢及び巖山の区域 これらの区域に隣接する海岸及び海域のうち、当該区域地先の海岸線から300メートル以内の区域</p>
<p>大川・熱川・片瀬・白田温泉保護地域</p>	<p>賀茂郡東伊豆町大字大川のうち</p> <p>字草崎、ミヨノ段、赤崎、向井山、加下山、北程堀、南程堀、上向井田、下向井田、池ノ尻、川原田、北原の田、小次郎畑、外畑、高根、上ミ、上引地、中引地、引地、上ノ川、南原の田、堀田、楠郷、アラコ、大瀬戸、谷戸田、木置場、宮田、浜、下谷戸、谷戸、上谷戸、向井谷戸、水神、浜田、二度山、南及び真崎の区域</p> <p>字細久保及び谷戸ノ入のうち、伊豆急行鉄道線大川隧道の東側の区域</p> <p>賀茂郡東伊豆町大字奈良本のうち</p> <p>字磯ノ上、磯辺、下仲田、向山、仲道、釜屋敷、宮ノ上、長磯、ナライカゲ、寺ノ上、上向、ヌタ久保、峠、浜山、穴切、高磯、温泉ノ上、小檜坂、下松葉、松葉、向町、小坂、藤沢、スクジ、角ノ山、ウツギハラ、コブト沢、熱川、浜田、赤坂、石荒田、一本松、大久保、田ノ尻、トドキ、下小田原、上小田原、赤松、川洞、濁川、小橋、山岸、下町、棒田、上町、間門、広田、下入谷、中入谷、入谷、通り峯、上手、大屋町、井戸尻、八丁原、中平、小池、小田原川、六本松、太田西ヶ原、太田蟹ヶ森、丸山、カラスド、堂山、三度沢、穴ノ沢、横根、岡堂、平沢、サガ山、上入谷、田ノ上、間当、マトウ及び上神田の区域</p> <p>字マミ穴及び平滑のうち、伊豆急行鉄道線隧道の東側</p>

	<p>の区域</p> <p>字中ノ久保のうち</p> <p>字宮ノ上、ナライカゲ、中ノ久保の境界点と字日影山、寺ノ上、中ノ久保の境界点とを結ぶ線の南側の区域</p> <p>字用吉川のうち</p> <p>字中ノ山、日影山、用吉川の境界点と字長ミヨ、角ノ山、用吉川の境界点とを結ぶ線の西側の区域</p> <p>字用吉、上間当り及びワタリ場のうち</p> <p>字柏木山、ウツギハラ、用吉の境界点と字下片倉、上神田、ワタリ場の境界点とを結ぶ線の南側の区域</p> <p>賀茂郡東伊豆町大字片瀬のうち</p> <p>550番地から584番地までの区域</p> <p>字磯、磯山、小磯、小久保、原田、淵之川、浜田、外浜田、三之口、竹之平、柿木畑、小井戸、赤道、用畑、松ノ平、横平、横平山、寺ノ上、横坂、山下、大沢、上流田、松合、新井川、宮之前、山岸、上之山、上之平、コモク、水神前、水神ノ上、奥ノ田、赤川及び上赤川の区域</p> <p>賀茂郡東伊豆町大字白田のうち</p> <p>301番地から332番地までの区域</p> <p>字宮内、宮後、中宮後、長谷川、塩竈、ネイバ、クルチ川、本林、大久保、平戸、下宮後、竹ノ下、馬場、矢崎、前河内、山ノ根、下り、下ノ久保、大畑、大畑山、丸塚、向河内、中河内、河内、源八山、丸山、牛取山、中芝原、山岸、堀ノ内、大川原、原田、神明、向山田、山田、小杉山、入ノ沢、称宣田、神ノ脇、コシ山、柳川、日影山、水神、水神ノ上、川久保、川久保山、堰口及び河端の区域</p>
<p>稲取温泉保護地域</p>	<p>賀茂郡東伊豆町大字稲取のうち</p> <p>字東、畑、中崎町、上崎町、八幡小路、下町、西町、中立野、東立野、南立野、下立野、小丸山、船川、洞ノ川、清水、南尾ノ上、東根府ノ木、坪ノ内、下小丸山、五十尻、西百尻、上百尻、平、池尻、釜屋、石塚、下船原、西根府ノ木、小山尻、下小山尻、志津磨、下</p>

	<p>平塚、太田及び向田の区域</p> <p>字向山、坂ノ下、坂取窪、向三十目及び三十目のうち、一般国道135号の右側の区域</p>
<p>下河津温泉保護地域</p>	<p>賀茂郡河津町大字浜のうち</p> <p>字片瀬、下小路、下川原田、背戸田、和田、中耕地及び上川原田の区域</p> <p>賀茂郡河津町大字笹原のうち</p> <p>字前田、居家坪、比◆宮、大久保、荒倉、大更及び久保の区域</p> <p>賀茂郡河津町大字谷津のうち</p> <p>字新町、平戸山、鈴原、押出、天礼山、上ノ山、館ノ内、谷津口、湯ノ本、鷺頭、鷺頭山、入沢、大沢、杉久保、弥勤、横岩、棚木、明石久保、大門、堂山、椎窪、川久保、平石、万能爪、北条ケ沢、白岩及び白岩山の区域</p> <p>賀茂郡河津町大字笹原飛地のうち</p> <p>字平滑、横岩、棚木及び入草の区域</p> <p>賀茂郡河津町大字田中のうち</p> <p>字端戸口、鳥居原、中村、下川原、宮之脇、兎分、小嶺前、宮ノ後、上川原、金草原、林之前及び成田の区域</p> <p>賀茂郡河津町大字沢田のうち</p> <p>字広田、矢崎、横留、横留上及び内田の区域</p> <p>賀茂郡河津町大字峰のうち</p> <p>字下河原、根岸、坂下、源兵衛前、堀田、追立、追立口、杉ケ久保、外野ケ原、大沢入、大沢、外野、大窪、白岩、春ノ蔵上、春ノ蔵下、日陰平、鍛冶屋沢、枝川、中里、梁場、三良助、小山田、下大地ケ原、駒ノ淵、鴻巣籠口、蛭田山、大舟川口、上大地ケ原、由ケ久保、段ノ平、相ケ窪、入山、大平、菩提寺、石橋上、内田、芝ノ平、金山及び横道の区域</p>
<p>河内・蓮台寺温泉保護地域</p>	<p>下田市大字大沢のうち</p> <p>字丸山、上八窪、八窪、中峰、飛畑、滝ノ入、椿田、金山、平川、椎木田、巖門、猿喰、道吉、平松、岩下、大平戸、芳ケ窪、栗木林、柳窪、葦ケ窪、上欠橋、下欠橋、松木田、兎窪、小兎窪、欠橋、長峰、上洗戸、</p>

	<p>洗戸、萱ヶ窪、大黒庵、大窪、上尾花越、藤ヶ窪、下尾花越、尾花越、篠及び広郷の区域</p> <p>下田市大字蓮台寺のうち</p> <p>字於花越、大方、堀ノ内、溝添、山崎、上藤原及び下藤原の区域</p> <p>下田市大字立野のうち</p> <p>字小立野山、小立野、安城山及び安城の区域</p> <p>下田市大字河内のうち</p> <p>字湯ヶ田、金谷山、下湯原、上湯原、上尾防山、下尾防山、第三、寺ノ入、堀ノ上、上寄川山、下寄川山、桐ヶ窪、廣田山、ヨムギクボ、上檜田山、上檜田、下檜田、竹ノ窪、カナクリ、庄ノ田、ヲボフ山庄ノ田、上角栗、下角栗、サガ畑ヶ、トヲノヒラ、金山、樟ヶ山、松尾カマン沢、マツミヨ、ウツギ山、松尾山、松尾、ウエノ山、上カマン沢、下カマン沢、ヒカゲビラ、満昌、満昌山、満昌ダケ及びモヽク子の区域</p>
<p>下賀茂温泉保護地域</p>	<p>賀茂郡南伊豆町大字加納のうち</p> <p>字阿原、二条飛地、柿ノ木碓、曲松、シルガタニ、大碓、入山、天神山、権現、権現山、東通、八重ヶ瀬、森ノ前及び前ノ原の区域</p> <p>字南野山のうち</p> <p>字シルガタニ、曲松、南野山の境界点と字東島、東大山多、南野山の境界点とを結ぶ線の北側の区域</p> <p>賀茂郡南伊豆町大字下賀茂のうち</p> <p>字山田、東島、原、源須、都殿、日詰、休石、谷戸洞、寺谷戸、寺井前、洪水段、朝倉、九条、正湯、加畑、小島、坂洞、湯之本、脇ノ洞、郷戸、直田中、佃、遠見、地藏堂、文方、中崎及び向田の区域</p> <p>賀茂郡南伊豆町大字湊のうち</p> <p>字日野及び辰ノロの区域</p>
<p>伊豆長岡・古奈・韮山温泉保護地域</p>	<p>伊豆の国市のうち、次の各線で囲まれている区域</p> <p>大字小坂、大字南条及び大字宗光寺の境界点から大字小坂と大字守木との境界線が大字御門字中川原155地先において狩野川の河央より左岸方向へ屈曲する点までの間における大字小坂と大字宗光寺及び大字守木との境界線</p>

大字小坂と大字守木との境界線が大字御門字中川原155地先において狩野川の河央より左岸方向へ屈曲する点と大字天野と大字守木との境界線が大字御門字中川原151の2地先において狩野川の河央より左岸方向へ屈曲する点とを結んだ線

大字天野と大字守木との境界線が大字御門字中川原151の2地先において狩野川の河央より左岸方向へ屈曲する点から大字小坂と大字白山堂との境界線が一般国道414号大門橋南側の線と交わる点までの間における大字天野と大字守木及び大字白山堂並びに大字小坂と大字白山堂との境界線

大字小坂と大字白山堂との境界線が一般国道414号大門橋南側の線と交わる点から一般国道414号と伊豆の国市道長第224号線との交差点の南西端の点までの間における一般国道414号の左側境界線

伊豆の国市道長第224号線の左側境界線

一般県道伊豆長岡三津線の左側境界線

一般県道伊豆長岡三津線と伊豆の国市道長第221号線との交差点の南西端の点と一般県道静浦港葦山停車場線長塚橋南西端の点とを結ぶ線

一般県道静浦港葦山停車場線の左側境界線

一般県道静浦港葦山停車場線と伊豆の国市道葦119号線との交差点の北東端の点と一般県道葦山葦山停車場線の右側境界線が伊豆箱根鉄道線の東側境界線と交わる点とを結ぶ線

一般県道葦山葦山停車場線の右側境界線が伊豆箱根鉄道線の東側境界線と交わる点と伊豆の国市道葦2—13号線と伊豆の国市道葦2—3号線との交差点の北東端の点とを結ぶ線

伊豆の国市道葦2—3号線の右側境界線

伊豆の国市道葦2—26号線の左側境界線

一般県道葦山反射炉線の右側境界線

一般県道葦山反射炉線の右側境界線が伊豆箱根鉄道線の東側境界線と交わる点以南の伊豆箱根鉄道線の東側境界線

大字南条と大字宗光寺との境界線

<p>修善寺温泉保護地域</p>	<p>伊豆市大字修善寺のうち</p> <p>字金付免、上り山田、半経寺山、神戸洞、杉原、中尾、硯沢、南山、大白山、南、温泉場、神戸、寺山、小坂、岩ノ坊、神免、久保、小白山、白井畑、白井、小山、白井田、広瀬、田沢、田沢山、仙知山、天台、皇子ヶ原、千栗街、芝原、谷戸山田、谷戸山、舟久保、中里山、中里、日ノ下、瀬戸川、瀑尻、姥ヶ沢、柚ノ木田、原街、東紙谷、紙谷、東神山及び神戸沢の区域</p>
<p>土肥温泉保護地域</p>	<p>伊豆市大字土肥のうち</p> <p>字宿ヶ根、船窪、馬道、竹ノ尻、広尾、南屋形、北屋形、鍛冶屋川、壩田、銀山通町、松原、上砂田、下砂田、小山、小山洞、御庵ヶ洞、屋敷ノ段、大石田、谷戸、上樹木畑、蛭山、タテ、縦岩、柳沢、長畠、楠木田、上楠木、楠木洞、樽沢、後藤町、弥治郎田、上庄田、下庄田、木場山、木場ノ段、横瀬、下横瀬、横瀬頭、堂本田中、堂本田下、向木風、前木風、鍛冶屋田、立花、立花口、立花洞、立花頭、寄合坂、中橋沢、下橋沢、上藁野、中藁野、下藁野、平林、鳥打平、鳥打場、梨ノ木洞、梨木平、安良宿、中里、天王、山崎、宮崎、横田、二ツ石、整地、南伝馬町、北伝馬町、出口、南河原、中浜、大藪、脇ノ浜、中山、諏訪山、諏訪洞、品鉢川、品鉢洞、釜ヶ洞、小門洞、瀧ノ頭、天神山、天神洞、平野、油面、高根、木ノ宮、湯ノ洞、西湯ノ洞、湯カ洞頭、風早、馬場、馬場洞、山ヶ崎、水ヶ洞口、水口、水口洞、新奈昌、草苅場、草苅洞、山神、山間ヶ沢、岩間ヶ沢、一盃水、下勝負ヶ平、中勝負ヶ平、上勝負ヶ平、勝負ヶ洞、前洞口、下前洞、上前洞、前洞山、硯水、門脇、門脇平、田代、田代坂、田代沢、セズリボウ、中峰、中峰平、滝ノ段、滝ノ上、上水口洞及び中村の区域</p> <p>字上橋沢、大平山、寄合畑、小嵐、大嵐、田代ノ段、熊形、下桜ヶ洞、田代洞、椎木洞及び前洞頭のうち、これらの字を通る一般国道136号の左側境界線(字小嵐3607の1に接する左側境界線を除く。)で区画される区域で一般国道136号の左側のもの</p> <p>字上橋沢2188の2、2188の7、2188の8、2197の2、2197</p>

	<p>の6、寄合畑2237の2、2237の3、2238の3、2239の2、2243の2、2244の2、2245、2246の2、大平山3454の5、3455、3456の3、3456の7、小嵐3603の3、3603の4、3604の4及びこれらの区域に介在する道路である国有地</p>
<p>吉奈温泉保護地域</p>	<p>伊豆市大字吉奈、門野原及び月ヶ瀬のうち 大字吉奈古摩久保165の2旧芳泉荘源泉から半径400メートルの円で囲まれている区域及び大字吉奈字鐘打野122の2旧鐘の湯源泉から半径300メートルの円で囲まれている区域</p>
<p>湯ヶ島温泉保護地域</p>	<p>伊豆市大字湯ヶ島及び門野原のうち 狩野川(大字湯ヶ島字宿285の1の南側境界線が狩野川の河川区域右岸側境界線と交わる点と大字湯ヶ島字向原339の1の北端の点とを結ぶ線から下流をいう。以下同じ。)及び持越川の河川区域左岸側境界線から300メートル以内の左岸側の区域、狩野川及び持越川の河川区域右岸側境界線から200メートル以内の右岸側の区域並びに狩野川及び持越川の河川区域のうち 持越川の河川区域右岸側境界線が大字湯ヶ島字◆沢と下小屋との境界線と交わる点を通る南北の線の東側の区域で、かつ、狩野川の河川区域左岸側境界線が大字湯ヶ島字赤沢と大字門野原字大渡りとの境界線と交わる点と同川の河川区域右岸側境界線が大字湯ヶ島字大下と新畑との境界線と交わる点とを結ぶ線及びその延長線の南側の区域</p>